

滋賀県立琵琶湖博物館老朽度・健全度調査および改修基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の趣旨

琵琶湖博物館は、平成8年の開館から30年経過し、機械設備の老朽化、館内各所で地盤沈下による配管断裂および原因不明の雨漏り等、様々な不具合が生じており、施設全体の老朽化対策が課題となっている。

そこで、既存不適格となっている特定天井対策等も含む専門的知見に基づく劣化診断等の建物調査の実施および今後の博物館の在り方も含めた中長期的な保全計画、改修基本計画の策定が必要である。

このようなことから、本業務では、老朽化対策に必要な経費の額、実施すべき時期等の基礎的情報の取得および早急な修繕の必要性を見極めるための老朽度・健全度調査を実施し、当該調査結果の評価を行い、保全計画策定・概算算出を行うとともに、改修、保全等の中長期的な整備について優先順位を付け、計画的に実施するための改修基本計画を策定するために必要な資料を作成することを目的とする。

2 委託業務の名称

滋賀県立琵琶湖博物館老朽度・健全度調査および改修基本計画策定支援業務

3 業務期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 業務の進め方

（1）業務の実施に当たっては、現地調査および職員・関係者との打合せを十分に行い、職員の確認を受けた上で作業を進めること。

また、関連する県の施策等（危機管理施策、情報化施策等）を十分理解した上で業務を進めること。

（2）業務の段階毎に案を提出し、係員の確認を受けた上で作業を進めること。また、職員の指示により必要に応じ、各種資料および簡易図面等を提出すること。

（3）建築物の敷地、構造および建築設備に関する法律等ならびにこれに基づく命令および条例の規定等を遵守するほか、県の定める工事標準仕様書、各種設計基準および標準図等に基づいて業務を進めること。

（4）建築物および建築設備の大規模改修にあたり、国の補助金・交付金等が活用できるよう報収集に努め、その検討を行うこと。

（5）この仕様書に定めのない事項については、職員と協議して定めるものとする。

5 業務内容

(1) 老朽度・健全度調査（建築設備劣化診断）

設備等の一定単位ごとに点検を行い、劣化状況等を把握するとともに、部品等の入手可能性等の調査を行い、改修および修繕・整備を実施すべき時期および必要な経費のほか、改修および修繕・整備を実施しない場合のリスクなど、必要な情報を調査するとともに、配管劣化状況、アスベスト含有可能性を調査すること。

(2) 中長期保全計画策定

上記調査結果に基づき、中長期保全計画を策定すること。

(3) 改修基本計画策定支援（改修工事基本計画業務）

改修工事基本計画を策定するため、緊急対応改修、建物外施設改修、特定天井改修等、基礎資料を作成すること。

(4) 定例会議の実施

開催頻度は月1回程度とし、受託者は前月までの進捗状況、調査結果を報告し、議事録の作成を行うこととする。なお、定例会議については、ウェブ会議も可能とする。

(5) 事業実施報告書の作成

業務終了後、速やかに報告書を2部提出すること。

6 中間報告等

上記業務について、老朽度・健全度調査結果の報告を令和8年12月中に行い、当該結果に基づき改修項目を決定した上で、中間報告を令和9年2月中旬に行うものとする。以後は、委託者の指示に従い、最終報告書を取りまとめるものとする。

7 成果品

本項は、業務の成果品の概要を示したものであり、業務の実施に当たっては、委託者と打合せの上、その詳細決定するものとする。

ア 中長期保全計画書（機能改善提案項目を含む）10部A4サイズ

イ 建築設備劣化診断報告書 10部A4サイズ

ウ 改修工事基本計画書 10部A4サイズ

エ 業務報告書 10部A4サイズ

オ 上記電子データ（CD-R、DVD-R等）

なお書き込み後の電子成果物については、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書および委託契約書に基づき、委託者と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行すること。
- (2) 成果品（業務の過程で得られた記録・資料等を含む）の著作権は委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本業務により知り得た情報を第三者に遺漏してはならない。
- (4) 資料にない事項または仕様について生じた疑義については、委託者および受託者の双方で協議するものとする。